

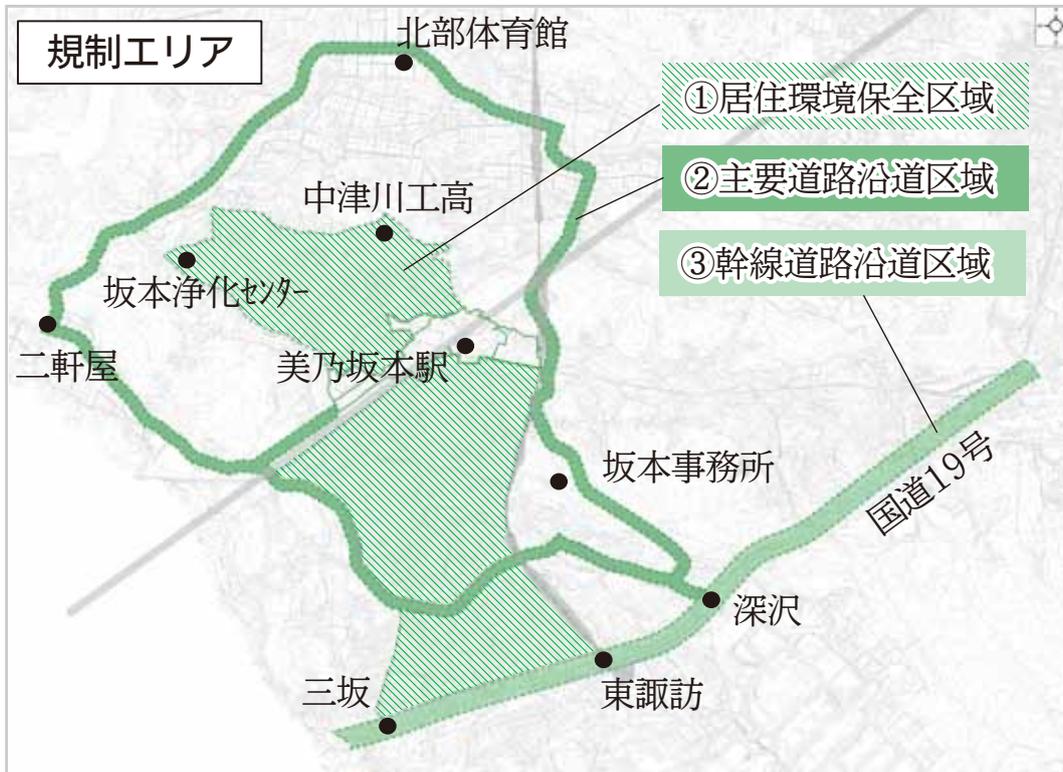
「中津川市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例」の施行について

問 都市住宅課 (☎内線206)

リニア関連事業の進展に伴い、開発需要の高まりが予想される坂本地区において、無秩序な開発を防止し良好な居住環境を保全するため、都市計画による「特定用途制限地域」を指定し、指定地域内での新たな建築物の用途を制限します。(令和5年7月1日条例施行)

中津川市特定用途制限地域における建築物の用途の制限

1 適用地域 (条例第3条) 下図①～③の区域で適用されます。



2 建築物の用途の制限 (条例第4条) ○→建築できる △→条件付きで建築できる ×→建築できない

用途	規制エリア			備考
	①	②	③	
風営法許可を要する接待飲食店 (キャバクラ、パブなど)	×	×	○	
劇場、映画館、ナイトクラブなど	×	○	○	
床面積が3,000㎡を超えるもの (店舗、事務所、ホテル、遊戯施設、自動車教習所、畜舎など)	×	○	○	
倉庫業倉庫	×	○	○	
工場	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	△	○	△作業場50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×

※この表は建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について記載したものではありません。

3 既存の建築物に関する制限の緩和 (条例第6条)

条例施行時 (令和5年7月1日) に既にある建築物は、規制の対象外とする (現状のままであれば違反としない) ほかに、所定の手続きをすれば一定規模以内での増築が認められます。

4 公益上必要な建築物の特例 (条例第9条)

利害関係者の意見を踏まえ、公益上やむを得ない場合には、市長が特例で許可します。

5 罰則 (条例第13条)

条例に違反した場合、50万円以下の罰金に処されます。